

不育症治療支援事業 申請に関する説明

I 申請方法

- ・必要書類をそろえて、尼崎市保健所健康増進課に提出してください。
- ・治療が終了した日の属する年度内または、3か月以内で、どちらか遅い日までに提出してください。
(受付期間) 4月～12月に治療が終了した方⇒年度内(3月末まで)
1月～3月に治療が終了した方 ⇒3か月以内

II 必要書類

- ①尼崎市不育症治療支援事業申請書(第1号様式)
- ②尼崎市不育症治療支援事業世帯調書(第1号の2様式)
- ③尼崎市不育症治療支援事業受診等証明書(第2号様式)
- ④戸籍謄本(抄本)(婚姻日を確認するため、初回申請時のみ提出が必要となります)
- ⑤住民票の写しなど、尼崎市内に居住する法律上の夫婦であることを説明する書類(発行後3か月以内のもの)
- ⑥ご夫婦それぞれの総所得額を証明する書類(市町村が発行する住民税課税証明書)※源泉徴収票は不可
- ⑦領収書の原本(指定医療機関の発行するもので、受診等証明書の領収年月日及び領収金額と一致するもの)
- ⑧印鑑2種類(申請書に使用したもの)
- ⑨振込先のわかる通帳もしくはカード(申請書に記入したもの)

※上記の⑤及び⑥の書類について、申請書の同意書欄を記入し、尼崎市が書類の内容について調査することに同意していただければ、省略できる場合があります。

⑤住民票の写しについて

○省略できる場合

⇒夫及び妻が日本国籍を有し、同一世帯の場合で、夫または妻が世帯主の場合(別表①に該当する方)

○省略できない場合

別表②～⑥に該当する方。必要書類別表に掲げる証明書類をご持参ください。

(別表) 尼崎市に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類

		証 明 書 類
夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、同一世帯の場合	① 夫または妻が世帯主の場合	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) (申請書で調査の同意があれば、世帯調書提出にて省略可能)
	② 夫及び妻が世帯主でない場合	・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) (戸籍の筆頭者を記載)
③ 夫及び妻が日本国籍を有し、かつ、別世帯の場合		・住民票の写し(尼崎市居住の者) ・戸籍抄本
④ 夫又は妻のいずれか一方が外国籍を有し、かつ、同一世帯の場合		・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) ※住民票だけで夫婦関係が証明できない場合(続柄の記載がない場合)は、世帯合併の手続き又は日本国籍を有する者の戸籍抄本が必要
⑤ 夫及び妻が共に外国籍を有し、かつ同一世帯の場合		・住民票の写し(夫婦分)(続柄記載) ※住民票だけで夫婦関係が証明できない場合(続柄の記載がない場合)は、世帯合併の手続きが必要
⑥ 夫又は妻のいずれか一方が外国籍を有し、かつ、別世帯の場合		・住民票の写し(尼崎市居住の者) ・日本国籍を有する者の戸籍抄本

⑥の住民税課税証明書について

○省略できる場合

⇒市民税県民税の申告をされている方で、該当年の1月1日に尼崎市民であった方

1～5月に申請手続きをする場合…前年1月1日に尼崎市民であった方

6～12月に申請手続きをする場合…本年1月1日に尼崎市民であった方

○省略できない場合

●市民税県民税の申告をされていない人(家族のどなたかの扶養に入っておられる方など)

・尼崎市役所市民税担当またはサービスセンターにて、該当年の住民税の申告手続きが必要となります。

1月～5月までに申請される方は、前々年分の住民税の申告

6月～12月までに申請される方は、前年分の住民税の申告

・特定不妊治療費助成事業申請時に申告された場合は、「市民税・県民税申告書の控」をご持参ください。

●尼崎市に転入された方

・尼崎市に転入された方については、書類の提出が必要となりますのでご注意ください。

1月～5月までに申請される方は、前年1月1日に居住していた市(区)町村長が発行する住民税課税証明書(前々年分)

6月～12月までに申請される方は、本年1月1日に居住していた市(区)町村長が発行する住民税課税証明書(前年分)

●本来、税の申告が必要な方で未申告の方

Ⅲ 所得計算方法

夫婦合算した前年(1月から5月までに申請する場合は前々年)の所得額(★)が400万円未満であれば助成の対象となります。

		夫	妻
(1)合計所得金額	給与所得、営業所得等の合計		
(2)諸控除額	社会保険料等の控除【一律】	80,000	80,000
	医療費控除【実額】		
	雑損控除【実額】		
	小規模企業共済等掛金控除【実額】		
	障害者控除(普通)【該当人数×27万】		
	障害者控除(特別)【該当人数×40万】		
	寡婦・寡夫控除【27万円】		
	特定寡婦控除【35万円】		
	勤労学生控除【27万円】		
夫婦それぞれの所得額の合計 (1)所得額-(2)控除額		A	B
本事業における所得額		A+B (★)	

※1 (1)合計所得金額とは、市民税・県民税課税証明書の「総所得金額」に該当する金額です。

※2 社会保険料等の控除(1人当たり80,000円)は一律に控除される額です。

※3 (2)諸控除額については実際に控除がなされ、課税証明書で確認できる場合に限りです。

※4 AまたはBがマイナスとなる場合は、0円として計算します。

Ⅳ 相談・問い合わせ先

尼崎市保健所健康増進課 電話 06-4869-3033 FAX06-4869-3049

〒660-0052 尼崎市七松町1-3-1 502

JR立花駅前フェスタ立花南館5階